

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスの充実、当社の経営の最重要課題のひとつである。当社のコーポレート・ガバナンスにおける最も重要なポイントは、経営陣の責任の明確化であり、当社は、株主及び投資家に向けて明確な経営目標や経営方針を公表し、その達成状況や実績をできるだけ早くまた高い透明性をもって開示している。これによって経営陣の責任を明確にし、コーポレート・ガバナンスの充実を図っている。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則1-4】いわゆる政策保有株式

当社は、2016年度から、毎年、取締役会で主要な政策保有について、そのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しの検証を行う予定である。

【補充原則3-2-2 (iii)】外部会計監査人と社外取締役との十分な連携の確保

当社は、2016年度から、外部会計監査人と社外取締役との十分な連携を確保する予定である。

【補充原則4-1-3】取締役会による、最高経営責任者等の後継者の計画の監督

最高経営責任者等の後継者の計画については、代表取締役が責任を持ってあたっている。また、経営陣幹部の選任については、エグゼクティブ・コミッティーメンバーの役員等から構成され、最高経営責任者を議長とする人事委員会での検討を経て決定している。

【原則4-8】独立社外取締役の選任

当社は、現在、独立社外取締役を1名選任している。今後については、当社の独立社外取締役としての適任者を選定でき次第、独立社外取締役を増員する予定である。

【補充原則4-10-1】指名・報酬等の重要事項への独立社外取締役の関与・助言

各取締役は、取締役会議長の提案をもとに、取締役会の決議を経た選任議案に基づき選任されている。
各取締役の報酬の決定手続きとしては、取締役会議長が、取締役会の決議及び代表取締役との協議に基づき、独立社外取締役の助言、各取締役の報酬について定めた契約、業績、役員報酬のコンサルタントであるタワーズワトソン社による大手の多国籍企業の役員報酬のベンチマーク結果を参考に、決定している。独立社外取締役は、取締役会において、積極的に議論に参加するなど、豊富な経験と高い見識に基づき、役割・責務を十分に果たしていただいている。これらを踏まえ、現行の仕組みで有効に機能していると考えている。

【補充原則4-11-3】取締役会の実効性についての分析・評価

当社は、2016年度から、毎年、取締役会全体の実効性について分析・評価を行う予定である。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】いわゆる政策保有株式

(1) 政策保有に関する方針

シナジー効果等事業上のメリットを実現するための連携・協力関係が、当社の事業における重要な要素のひとつであり、株式の政策保有については、当該連携・協力関係の構築・維持のために合理的に必要な範囲内に限定している。また、当該政策保有については、そのリスクとリターンなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証している。

(2) 政策保有株式に係る議決権行使の基準

当社は、提携・協力関係への効果、事業上のメリット及び投資先企業の業績等を総合的に勘案した上で、議決権を行使している。

【原則1-7】関連当事者間の取引

役員や主要株主との取引を含め、会社が取引を行う場合には、取引の重要性や性質に応じて、財務、経理、税務、法務等の各種機能からの検討を行うとともに、案件に応じたレベルの決定者による承認が必要な旨、社内規定に定めている。

また、取締役と会社との利益相反取引については、取締役会の承認及び取引後の重要な事実の取締役会への報告を必要とする旨、取締役会規則に規定している。

【原則3-1】情報開示の充実

(1) 会社の目指すところ(経営理念)や経営戦略、経営計画

当社のビジョン及びミッションは、当社ホームページ(<http://www.nissan-global.com/JP/COMPANY/MESSAGE/VISION/>)に掲載している。

また、中期経営計画は、当社ホームページ(<http://www.nissan-global.com/JP/IR/MIDTERMPLAN/>)に掲載している。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の1-1「基本的な考え方」に記載している。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

有価証券報告書(<http://www.nissan-global.com/JP/DOCUMENT/PDF/FR/2014/fr2014.pdf>)49ページに記載している。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役候補者(社外取締役候補者を除く)は、会社経営や会社の業務に精通し、会社の業務に貢献でき、かつ、人格・見識に優れている人物とする。社外取締役候補者は、独立した立場から経営の監視・監督機能を担う役割を果たすとともに、その豊富な知識・経験と高い見識に基づき、

会社の企業活動に助言を行うことができる人物とする。
監査役候補者は、人格・見識に優れており、かつ、会社経営や会社の業務に精通している、または法律、財務・会計等の分野における豊富な知見と経験を有する人物とする。
各取締役・監査役候補者の選任・指名の決定手続きとしては、取締役会議長の提案をもとに、取締役会の決議により決定している。なお、各監査役候補者については、取締役会議長は、監査役会の事前の同意を得た上で、上記提案を行うものとする。
(5)取締役が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
社外取締役・社外監査役候補者の選任・指名理由については、株主総会参考書類にそれぞれ示しているとおりであり、その他の取締役・監査役候補者の選任・指名理由については、株主総会参考書類にそれぞれ示された各人の経歴等が、会社の取締役・監査役候補者の選任・指名方針と整合している。

【補充原則4-1-1】取締役会の役割・責務
取締役会が取締役会規則を定め、法令・定款に定められた事項、株主総会の決議により委任された事項その他経営上の重要な事項を含める形で、取締役会決議事項を明確化している。また、社内規定を整備し、代表取締役、業務執行取締役、執行役員に対する委任の範囲を明確化している。

【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
当社は、会社法に定める社外取締役の要件及び株式会社東京証券取引所の定める独立性基準に従い、独立社外取締役を選任している。

【原則4-11-1】取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件
有価証券報告書(<http://www.nissan-global.com/JP/DOCUMENT/PDF/FR/2014/fr2014.pdf>)44ページ及び原則3-1(4)に記載している。

【原則4-11-2】取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件
取締役・監査役の重要な兼職の状況については、事業報告及び株主総会参考書類の該当項目において記載している。

【原則4-14-2】取締役・監査役のトレーニング
取締役及び監査役を対象に、行動準則及びコンプライアンス等をテーマとした研修を実施するほか、必要に応じ、事業の説明や事業視察の機会の提供を行っている。

【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針
(i)株主との対話全般について建設的な対話を実現する責任を持つ経営陣または取締役の指定
当社は、CFOを中心に、会社情報の適時・適切な開示と継続的なコミュニケーションを通じて、株主・投資家の皆様との建設的な対話を行い、相互信頼の関係を構築していく。
(ii)対話を補助する社内の各部門等の有機的な連携のための方策
CFO傘下にIR専任の部署を設け、必要に応じ、経営企画、総務、財務、経理、法務等の他の部門と適宜連携を行い必要な情報を得るなどしつつ、対話を行う。
(iii)対話の充実に関する取組み
機関投資家・アナリスト等に対しては、決算説明会をはじめ、投資家層の関心に即した事業戦略等の説明会等をタイムリーに行うほか、海外ロードショーを行い、海外の投資家との対話も進めている。また、個人株主・個人投資家に対しては、株主総会終了後に株主懇談会を開催し、株主と経営陣との直接の対話の機会を設けているほか、個人投資家向け会社説明会を証券会社と共同で開催している。
(iv)株主の見解・意見を経営陣に伝達するための方策
以上の施策を通じて得られた株主・投資家の意見等は、担当役員を経て経営陣にフィードバックされ、経営の参考とされている。
(v)対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策
インサイダー取引の防止のため、四半期ごとの決算基準日翌日から決算発表日までの間は、決算情報に関する対話を控えている。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ルノー エスエイ	1,962,037,027	43.40
ザ チェース マンハッタン バンク エヌ エイ ロンドン スペシャル アカUNT ナンバー ワン	144,735,996	3.20
ステート ストリート バンク アンドトラスト カンパニー	128,968,714	2.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	106,514,800	2.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	99,345,400	2.20
ジェービー モルガン チェース バンク 385632	58,605,129	1.30
ステート ストリート バンク アンドトラスト カンパニー 505223	57,772,189	1.28
日本生命保険相互会社	54,028,652	1.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	46,807,000	1.04
モックスレイ・アンド・カンパニー・エルエルシー	44,590,815	0.99

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

カルソニックカンセイ株式会社及び日産車体株式会社は、当社が各社発行済株式の総数の40.7%及び43.1%の株式を保有する上場子会社である。当社は、当該2社とは緊密な関係を保ちつつも、事業活動等については各社の独立性を尊重している。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	なし
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
ジャン パプティステ ドゥザン	他の会社の出身者							△	△			

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
ジャン パプティステ ドゥザン	○	社外取締役ジャン パプティステ ドゥザンはルノーの上席副社長であった。同氏本人と当社との間には、当事業年度において特別な利害関係はない。ルノーと当社との間には、資本参加を含む自動車事業全般にわたる提携契約が存在し、当事業年度末時点で同社は当社の株式を43.4%(発行済株式総数に対する所有株式数の割合)所有し、当社はルノーの株式を15.0%(発行済株式総数に対する間接保有を含む所有株式数の割合)所有している。また、2名がルノー、日産両社の取締役を兼務するとともに、ルノーの業務執行経験者2名が当社の取締役に就任している。ルノーとの間には、当事業年度において、自動車部品の販売や購入等の取引関係が	経営者としての豊富な経験及び幅広い見識を有し、かつ独立役員としての要件を満たしているため。

		存在するが、取引の規模に照らして株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略する。なお、同社と当社との間にはその他の利害関係はない。
--	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、当社会計監査人である新日本有限責任監査法人から監査計画及び監査実施結果の報告を受けている。
 また、監査役は、定期的に内部監査部署から監査計画及び監査実施結果の報告を受けるとともに、意見交換を行い、監査の参考としている。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中村利之	他の会社の出身者										△			
永井素夫	他の会社の出身者							△						
安藤重寿	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中村利之	○	中村利之氏は、株式会社横浜銀行の代表取締役であった。 同行と当社の間には、前事業年度において取引関係が存在するが、取引の規模に照らして、株主・投資者の判断に影響を	経営者としての豊富な経験及び幅広い見識を有し、かつ独立役員としての要件を満たしてい

		及ぼすおそれはないと判断されることから、その概要の記載を省略する。。なお、同行と当社の間にはその他の利害関係はない。	るため。
永井素夫		――	経営者としての豊富な経験及び幅広い見識を有し、当社の社外監査役としてふさわしいと判断したため。
安藤重寿	○	安藤重寿氏は日立造船株式会社の取締役会長であった。 同社と当社との間には利害関係はない。	経営者としての豊富な経験及び幅広い見識を有し、かつ独立役員としての要件を満たしているため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
その他独立役員に関する事項	

当社は、独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、その他
該当項目に関する補足説明	

業績連動型の金銭報酬に加え、株価連動型インセンティブ受領権（権利行使時の当社普通株式1株当たりの市場株価が予め定めた行使価額を上回った場合に、その差額を会社から受領する権利）を、年間付与総数・当社普通株式600万株相当数を上限に付与している。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示
該当項目に関する補足説明	

会社法、金融商品取引法、企業内容の開示に関する内閣府令等、関係法令の定めに従って開示を行っている。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

取締役の報酬については、取締役会議長が他の代表取締役と協議の上、各取締役の報酬について定めた契約、業績、企業報酬のコンサルタントによる役員報酬に関するベンチマークの結果を参考に決定する。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役を含む監査役の職務を補助するための組織として、監査役室（専任の管理職2名）を設置している。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、効率的かつ機動的な経営を行うために、取締役会の構成はスリムなものとし、業務執行については執行役員制度をしいて、明確な形で執行役員及び従業員に権限委譲している。また、事業戦略などの会社の重要事項について審議し議論するエグゼクティブコミッティ、並びに会社の日常的な業務執行に関する事項について審議し議論する別のコミッティを設置している。
監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の状況を聴取する等を行い、業務執行全般にわたり監査している。また、専門の内部監査部署を設置し、有効かつ効率的なグループグローバルな内部監査を行っている。

会計監査については、新日本有限責任監査法人を選任している。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役制度を採用している。監査役4名のうち3名が社外監査役、さらにそのうち2名が独立役員であり、十分なガバナンス体制が構築されていると考えている。

＜社外取締役に関する事項＞

ルノーとの提携の効果を創出するために、社外取締役を1名選任している。

＜監査役の機能強化に係る取組み状況＞

前掲の「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」及び「社外取締役（社外監査役）のサポート体制」に記載のとおりである。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の3週間前に発送するとともに、発送日に先立って当社ウェブサイトに掲載している。
集中日を回避した株主総会の設定	本年の定時株主総会は、6月23日(火)に開催した。
電磁的方法による議決権の行使	株主総会に出席することのできない株主は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができる。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJの運営する議決権電子行使プラットフォームに参加している。
招集通知(要約)の英文での提供	当社webサイト等において公開している。
その他	株主総会に出席した株主とのコミュニケーションを深めるため、株主総会終了後に、全役員が出席する株主懇談会を開催している。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社と共同で、個人投資家向けセミナーを定期的に開催している。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年4回の決算発表後、決算説明会を実施している。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外ロードショー(投資家訪問)を年1回以上実施している。	あり
IR資料のホームページ掲載	英文資料も公開している。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署:IR部 IR担当役員:ジョセフ ピーター(CFO)、田川 丈二(常務執行役員) IR事務連絡責任者(情報取扱責任者):白井 丈至(IR部主担)	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの立場の尊重については、当社「グローバル行動規範」の信条として明文化されている。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動及びCSR活動に積極的に取り組んでおり、その結果を「サステナビリティレポート」として報告し、当社ホームページでも開示している。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	社内外に対する経営の透明性を重視し、ステークホルダーに対する積極的な情報開示に努めている。
その他	当社の執行役員51名の構成は、日本人31名・外国人20名、男性50名・女性1名である。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社が、会社の業務の適正を確保するための体制として取締役会で決議した事項の概要は、下記のとおり。

1. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)取締役会を設置し、会社の重要な業務執行の決定及び個々の取締役の職務の執行の監督を行う。また、監査役会を構成する監査役は、取締役の職務の執行を監査する。

(2)効率的で機動的な経営を行うため、取締役会の構成は小規模なものとし、業務執行については明確な形で執行役員及び従業員に権限を委譲する。

(3)事業戦略、重要な取引・投資などの会社の重要事項について審議し議論するエグゼクティブコミッティ、並びに会社の日常的な業務執行に関する事項について審議し議論する別のコミッティを設置する。

(4)地域及び特定の事業領域に関する事項を審議し議論するマネジメントコミッティを設置する。

(5)クロス・ファンクション活動(機能横断的活動)を進めるため、クロス・ファンクショナル・チーム(CFT)を置く。CFTは、当社が取り組むべき各種の課題や問題を発掘し、それをライン組織に提案する。

(6)社内意思決定の迅速化を図り、意思決定プロセスを明確にするため、明確で透明性の高い権限基準を整備する。

(7)中期経営計画及び年度事業計画の策定を通じ、経営方針と事業目的を具体化し、共有することにより、効率的かつ効果的な業務執行を行う。

2. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)世界中のグループ会社で働く全ての社員を対象として「グローバル行動規範」を策定し、その周知・徹底を図る。

(2)行動規範の遵守を確実なものとするため、eラーニングなどの教育プログラムを充実させる。

(3)当社の取締役や執行役員を対象に、「取締役・執行役員の法令遵守ガイド」を策定し、その遵守を徹底する。

(4)反社会的勢力に対しては、会社として毅然とした態度で臨むものとし、当社の役員・従業員は、万一反社会的勢力から何らかのアプローチを受けた場合は、速やかに上司並びに専門の委員会に報告し、その指示に従う。

(5)当社の役員・従業員は、業務遂行上、直接・間接を問わず、詐欺・恐喝等の不正・犯罪行為に関わることなく良識ある行動をとるものとし、そのような不正・犯罪行為あるいはそのおそれがある事態に遭遇した場合は、毅然とした態度で臨むと同時に、速やかに上司並びに専門の委員会に報告し、その指示に従う。

(6)これらの遵守状況をチェックし、遵守を保証するための仕組みとして、「グローバルコンプライアンス委員会」を設置する。

(7)内部通報制度を導入し、社内外に窓口を設置することにより、社員からの意見・質問・要望及びコンプライアンス違反の疑いのある行為等について直接当社マネジメントに伝えることを可能とする。

(8)社内規程を整備する。「グローバル内部者取引防止管理規程」や「個人情報管理規程」などの規程類を整備し、教育・研修プログラムを通じて、周知・徹底と啓発を行う。

(9)金融商品取引法及び関連する規則や基準に基づき、財務報告の正確性と信頼性を確保するための内部統制の仕組みを強化する。

(10)当社及びグループ会社の業務執行に関する監査及び法令、定款、企業倫理の遵守状況の確認等を定期的に行うことを目的に、専門の内部監査部署を設置し、有効かつ効率的な内部監査を行う。

(11)当社・ルノー間のアライアンスに関する活動については、両社で共同運営する機能に関するものも含め、当社の取締役会、エグゼクティブコミッティ、関係する執行役員の指揮、監督のもと行う。また、関連する意思決定は、権限基準に基づき、当社の取締役会、執行役員、または従業員が法令を順守し行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)リスクを早期に発見し、必要な対策を検討・実行することにより、発生率の低減を図るとともに、万一発生した場合に会社に与える被害の最小化に努め、その目的達成のため、「グローバルリスク管理規程」に基づき行動する。

(2)全社的・組織横断的なリスクのマネジメントについては、リスクマネジメント委員会メンバーを中心に管理責任者として任命し、その責任の下、リスク管理マニュアルを策定する等具体的な対策を講じる。

(3)全社的レベルのリスク以外の個別のビジネスリスクの管理は、それぞれのリスク管理責任者が担当し、リスクの発生を極小化するために、本来業務の一環として必要な措置を講じる。

4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1)法令及び取締役会規則の定めるところに従い、当社の取締役の職務の執行に係る取締役会の議事録を作成し、適切に保管・管理する。

(2)各部署の業務遂行に伴って職務権限基準に従って決裁される案件は、電子システムあるいは書面によって決裁し、適切に保管・管理する。

(3)これらの情報は、主管部署が秘密管理に配慮した厳格な保管・管理を行い、当社の取締役、監査役等から業務上の必要により閲覧の申請があった場合には、閲覧できる仕組みとする。

(4)「情報セキュリティポリシー」及び「グローバル情報管理ポリシー」を整備し、情報の適切な保管・管理を徹底のうえ、情報の漏洩や不適切な利用を防止する。さらに、情報セキュリティ委員会を設置し、全社的な情報セキュリティを総合的に管理するとともに、情報セキュリティに関する意思決定を行う。

5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

i)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)適正かつ効率的で統一的なグループ経営が行われるよう、グループ会社横断的な各種マネジメントコミッティを設置する。

(2)マネジメントコミッティを通じて、グループ会社に対して情報を伝えるとともに、当社の経営方針を共有し、国内外のグループ会社の意思決定が効率的かつ迅速に行われることを確保する。

(3)各グループ会社においても、明確で透明性の高い権限基準を策定する。

ii)子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)グローバル行動規範の下に、グループ各社は各社独自の行動規範を策定するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、法令や企業倫理の遵守を図る。グローバルコンプライアンス委員会では、定期的に国内外のグループ会社の状況をモニターし、さらなる法令及び定款の遵守並びに企業倫理の徹底に取り組む。また、グループ会社でも内部通報制度を導入し、意見・質問・要望等を直接所属会社あるいは当社に提出する仕組みを整備する。

(2)当社の内部監査部署は、グループ会社の業務執行及び法令・定款の遵守状況やリスク管理状況の確認等を目的としてグループ会社監査を実施する。主要なグループ会社においては、内部監査部署を設置し、当社の内部監査部署の統括の下に独自の内部監査を行う。

(3)当社の監査役は、連結経営の観点より、グループ全体の監査の実効性を確保するため、定期的にグループ各社の監査役と情報及び意見の交換を行う。

(4)特にグループ会社に対する内部監査その他のモニターの範囲や頻度等については、当該グループ会社の規模や業態、重要性等に応じて

適宜、合理的な差異を設ける場合があり得る。

iii)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)グループ会社は、グローバルリスク管理規程に基づき行動する。

(2)グループ全体に影響を与えるグループ会社のリスクのマネジメントについては、リスクマネジメント委員会メンバーを中心に管理責任者として任命し、その責任の下具体的対策を講じる。

(3)上記以外のグループ会社のリスクに関するマネジメントは、それぞれのグループ会社が責任をもち、リスクの発生を極小化するために必要な措置を講じる。

iv)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

上記i)ないしiii)で述べた体制のほか、当社の各機能部署によるグループ会社の対応する機能部署との連携など複数のルートを通じて、グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項のうち重要な事項の報告をグループ会社に求め、その把握に努める。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する当社の監査役の指示の実効性の確保に関する事項

(1)当社の監査役の職務を補助するための組織として監査役室を置き、専任の管理職を配置し、監査役の指揮命令の下にその職務を遂行する。

(2)監査役室の使用人の評価は監査役の協議で行い、人事異動や懲戒処分については、あらかじめ監査役会の同意を得る。

7. 当社の監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

i)当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

(1)当社の監査役は、年度監査計画を策定し、監査を実施する。当該計画には社内各部門による業務報告を含み、これに従って、取締役及び使用人は報告を実施する。

(2)当社の取締役は、会社に著しい損害を及ぼす事実またはそのおそれのある事実を発見したときは、直ちに当社の監査役に報告する。

(3)当社の取締役及び使用人は、当社の監査役から業務の執行状況について報告を求められた場合、迅速に対応する。

(4)内部監査部署は、その監査計画や監査結果を当社の監査役に定期的に報告する。

ii)子会社の取締役、監査役その他の役員等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

(1)当社の監査役は、連結経営の観点より、グループ全体の監査の実効性を確保するため、定期的にグループ各社の監査役と情報及び意見の交換を行っており、グループ各社の監査役は、当社の監査役に対して、グループ全体に影響を与える事項を中心に報告を行う。

(2)グループ会社の役員等及び使用人は、当社の監査役から業務の執行状況について報告を求められた場合、迅速に対応する。

(3)当社の取締役及び使用人(内部監査部署に所属する者を含む。)は、上記5.の体制を通じて報告を受けたグループ各社の事項について、上記i)のとおり、当社の監査役に対して報告を実施する。

iii)上記i)ないしii)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを禁止するものとし、当該報告をした者を保護するために必要な措置をとるとともに、そのような不利な取扱いを行った者に対しては、懲戒処分を含めた厳正な対応を行う。

8. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役からその職務の執行について費用の前払や債務の弁済等の請求を受けた場合、会社法に従い、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明できる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するとともに、毎年、必要と認められる一定額の監査費用予算を設ける。

9. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)当社の監査役のうち半数以上を社外監査役とし、独立性を強化する。監査役は定期的に監査役会を開催し、監査役相互の情報・意見交換を通じて課題を共有するとともに、必要に応じて随時協議を行う。

(2)社長を始めとする代表取締役と監査役は、定期的に会合を持ち、幅広く意見の交換を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・反社会的勢力に対しては、会社として毅然とした態度で臨むものとし、当社の役員・従業員は、万一反社会勢力から何らかのアプローチを受けた場合は、速やかに上司並びに専門の委員会に報告し、その指示に従う。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

なし

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報は、最終的に情報取扱責任部署であるIR部に伝達され、IR部において開示の要否を判断し、開示が必要な場合にはIR部よりTDnetを使って、東京証券取引所に適時開示を行っている。

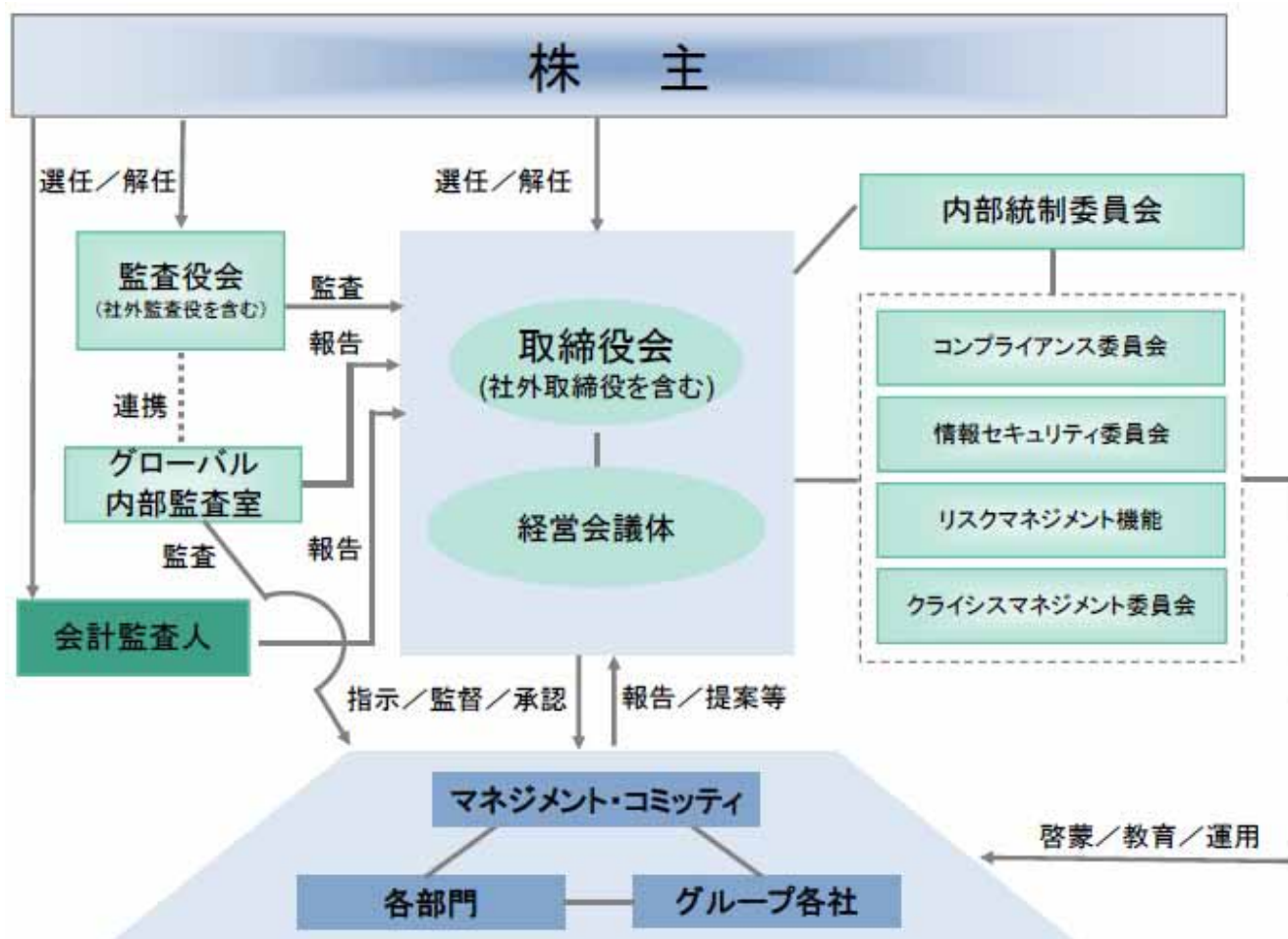
適時開示情報となりうる会社情報がIR部に伝達されるルートは、以下のとおりである。

(1)決定事実に関する情報(子会社に係る情報を含む)は、社内各部門より当社の業務執行を決定する機関である「取締役会」及び「Executive Committee(EG:経営会議)」の事務局となる法務室及びCEOオフィスに伝達され、IR部には事務局より両会議の招集通知(議題及びその配布資料)によりその情報が伝達される。

(2)発生事実に関する情報(子会社に係る情報を含む)は、社内各部門より直ちに広報部に伝達され、IR部にその情報が伝達される。

(3)決算に関する情報は、経理部よりIR部に伝達される。

その他、「2 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」-「1 機関構成・組織運営等に係る事項」のうち、「定款上の取締役の員数」は「6名以上」、「定款上の監査役の員数」は「3名以上」となっているほか、「取締役会の議長」については、当社定款上、取締役会長又は取締役共同会長がその任に当たることとなっている。



会社情報の適時開示に係る社内体制の状況

